

関係会議等について

1 地域公共交通活性化協議会

- (1) 所管
交通対策課
- (2) 協議の内容
地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域の
実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行う
- (3) 開催回数
概ね年に 2 ～ 3 回
- (4) 時間帯
平日日中
- (5) 委員報酬
1 万円
- (6) 任期
令和 9 年の 3 月 3 1 日まで

2 小金井市地域福祉推進委員会

- (1) 所管
地域福祉課
- (2) 協議の内容
地域福祉計画の策定、変更及び推進を図る
- (3) 開催回数
概ね年に 2 ～ 3 回
- (4) 時間帯
水曜日夜間
- (5) 委員報酬
1 万円
- (6) 任期
令和 11 年 3 月 18 日まで
※ 秋山委員はすでに就任済（NPO 代表）